

令和6年2月29日
第八管区海上保安本部
海上保安学校

第八管区海上保安本部・海上保安学校 定例記者懇談会

- 1 日時
令和6年2月29日（木）午前10時00分から
- 2 場所
海上保安学校 2階 第一合併教室
- 3 発表事項
＜第八管区海上保安本部＞
 - ・海上保安官採用試験及び海上保安学校学生採用試験（特別）について
～日本の海を守る！未来の海上保安官募集！～
 - ・令和5年における海上犯罪取締りの状況
＜海上保安学校＞
 - ・卒業式の挙行について（連絡事項）
- 4 業務説明
＜海上保安学校＞
 - ・学生に対するVR装置を取り入れた危険予知訓練について

令和6年3月業務予定

日	曜	業務内容	備考
		継続	
1	金		上旬
2	土		
3	日		
4	月		
5	火		
6	水		
7	木		
8	金		
9	土		
10	日		
11	月		中旬
12	火		
13	水		
14	木		
15	金		
16	土		
17	日		
18	月		
19	火		
20	水		
21	木		下旬
22	金		
23	土		
24	日	海上保安学校卒業式	
25	月		
26	火		
27	水		
28	木		
29	金		
30	土		
31	日		



【問合せ先】

第八管区海上保安本部
総務部人事課長 川畑 昌夫
TEL0773-76-4100（内線 2130）

令和 6 年 2 月 2 日
第八管区海上保安本部

海上保安官採用試験 及び 海上保安学校学生採用試験（特別）について

～日本の海を守る！未来の海上保安官募集！～

海上保安庁では、2024 年度海上保安官採用試験及び 2024 年度海上保安学校学生採用試験（特別）を実施します。

試験の詳細・申込みに関するお問い合わせは、第八管区海上保安本部総務部人事課までお願いします。

1 海上保安官採用試験（大卒者対象）

採用後は、海上保安大学校（呉市）において、2 年 9 カ月間の幹部海上保安官として必要な研修を行うとともに、航海または機関の各専攻に分かれ、専門的な知識を習得します。研修終了後は、幹部海上保安官として巡視船に乗り組み、海上における犯罪の取締り、領海警備、海難救助、海上交通の安全の確保等の海上保安業務に従事します。

（1）受験資格

1994（平成 6）年 4 月 2 日以降生まれの者で、大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び 2025（令和 7）年 3 月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者。

（2）採用予定数

約 30 名

採用予定数は 2 月 1 日現在の見込みであり、今後変更となる場合があります。最新の情報は人事院ホームページ（国家公務員試験採用情報 N A V I）でご確認ください。

（3）試験地

第 1 次試験地 京都市ほか全国 10 ヶ所

第 2 次試験地 舞鶴市ほか全国 10 ヶ所

(4) 試験日程

		日程
申込	インターネット	2月22日(木)～3月25日(月)
	第1次試験日	5月26日(日)
	第1次試験 合格発表日	6月26日(水)
	第2次試験日	7月9日(火)～7月17日(水)
	最終合格発表日	8月13日(火)
	入校年月	2025(令和7)年4月

(5) 身分及び給与

採用と同時に国家公務員となり、採用当初の給与の額は、196,200円です。

※ この額は、「一般職の職員の給与に関する法律」の規定によるもので、行政職俸給表(一)1級25号俸が適用された2024(令和6)年4月1日の給与の例です。

※ 上記のほか次のような諸手当が支給されます。

扶養手当…扶養親族のある者に支給。子月額10,000円等

期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)…1年間に俸給等の約4.50月分

2 海上保安学校学生採用試験(特別)

採用後は、海上保安学校(舞鶴市)において海上保安業務に必要な学科、技術などについて1年間の教育を受けた後、海上保安官として領海警備、海難救助、海上犯罪の取締りなどの業務のほか、船舶の運航・整備、機関の運転・整備、経理・補給・庶務・調理、ヘリコプター搭載型巡視船又は航空基地で航空機の整備及び搭乗の業務に従事します。

(1) 受験資格

- ① 2024(令和6)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して13年を経過していない者及び2024年9月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 高等専門学校の第3学年の課程を修了した者であって、2024(令和6)年4月1日において当該課程を修了した日の翌日から起算して13年を経過していないもの等人事院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 採用予定数

約245名

採用予定数は2月1日現在の見込みであり、今後変更となる場合があります。最新の情報は人事院ホームページ(国家公務員試験採用情報NAV I)で、ご確認ください。

(3) 試験地

第1次試験地 京都市、舞鶴市及び米子市ほか全国35ヶ所

第2次試験地 舞鶴市ほか全国11ヶ所

(4) 試験日程

		日程
申込	インターネット	2月22日(木)~3月11日(月)
	第1次試験日	5月12日(日)
	第1次試験 合格発表日	5月31日(金)
	第2次試験日	6月5日(水)~6月26日(水)
	最終合格発表日	7月26日(金)
	入校年月	2024(令和6)年10月

(5) 身分及び給与

- 採用と同時に国家公務員となり、採用当初の給与の額は、166,600円です。
- ※ この額は、「一般職の職員の給与に関する法律」の規定によるもので、行政職俸給表(一)1級5号俸が適用された2024(令和6)年4月1日の給与の例です。
 - ※ 上記のほか次のような諸手当が支給されます。
 - 扶養手当…扶養親族のある者に支給。子月額10,000円等
 - 期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)…1年間に俸給等の約4.50月分

3 その他

これらの試験に関する詳細は、海上保安庁のホームページ
[<https://www.kaiho.mlit.go.jp>] 又は
第八管区海上保安本部総務部人事課第三人事係 [TEL : 0773-76-4100]
までお問い合わせ下さい。



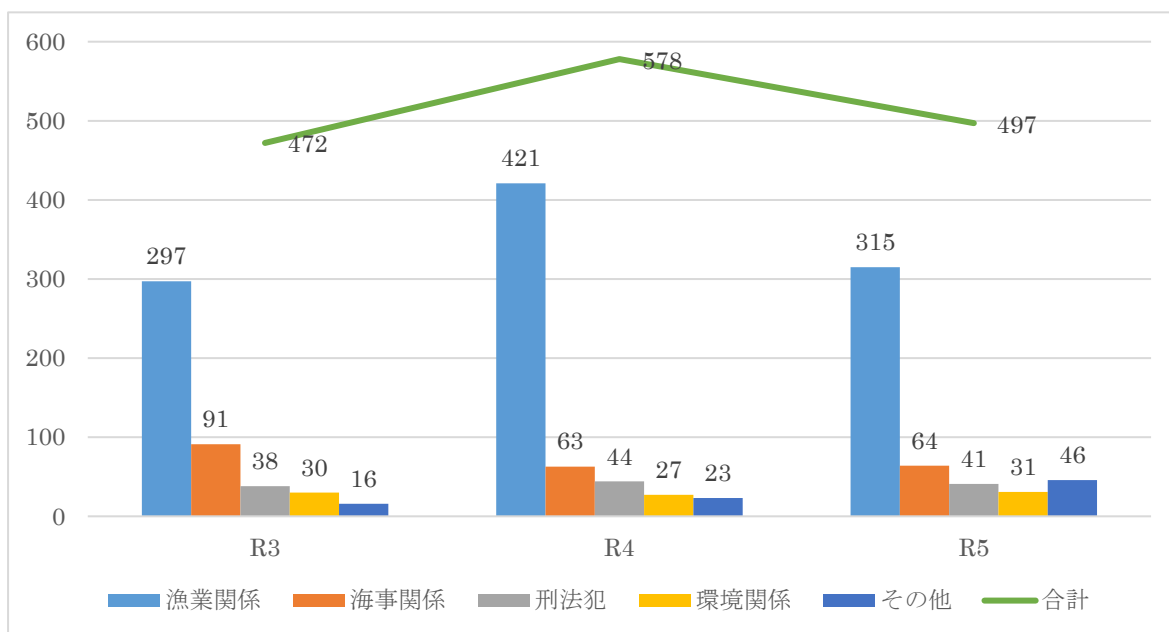
問合せ先：第八管区海上保安本部
警備救難部刑事課長
草野繁一
TEL0773-76-4100（内線 3170）

令和 6 年 2 月 29 日
第八管区海上保安本部

令和 5 年における海上犯罪取締りの状況

- ◇ 令和 5 年の第八管区海上保安本部管内（福井県、京都府、兵庫県北部、鳥取県、島根県の各沿岸部）における海上犯罪の送致件数は 497 件（前年比 81 件減）
- ◇ 主な犯罪は密漁事案（漁業関係法令違反）で、送致件数は 315 件でした。

1 年別 送致状況（件数）



	漁業関係	海事関係	刑法犯	環境関係	その他	合計
R5	315(63%)	64 (13%)	41 (8%)	31(6%)	46 (9%)	497
R4	421 (73%)	63 (10%)	44 (7%)	27 (5%)	23 (4%)	578
R3	297 (63%)	91 (19%)	38 (8%)	30 (7%)	16 (3%)	472

※ その他：電波法違反、遊漁船業の適正化に関する法律違反等

2 法令別送致状況

(1) 漁業関係法令違反

- 密漁等の漁業関係法令違反の送致件数は315件（前年比106件減）
- 密漁事犯の大半が沿岸部での貝類などを採捕する密漁で、県外から訪れた一般人(非漁民)による犯行で占められています。

【事例】

令和5年7月、福井県敦賀市内の岩場で、男性3名が、さざえ542個を採捕した密漁事案。

密漁したさざえ



※ 漁業者からの要請を受け、沿岸警戒及び取締りに努めています。

沿岸漁業者が資金をかけて稚貝を放流、養殖し、資源保護に努めているなか、漁業者では無い一般の方がレジジャーに扮して密漁する事案が後を絶ちません。

(2) 海事関係法令違反

- 海事関係法令違反の送致件数は64件（前年比1件増）
- 海事関係法令違反は、
 - ・ 船舶の検査を受けていない等の「船舶安全法違反、船舶安全法施行規則違反」
 - ・ 無資格運航等の「船舶職員及び小型船舶操縦者法違反」などでした。

(3) 刑法犯

- 刑法犯の送致件数は41件（前年比3件減）
- 刑法犯は、
 - ・ 船舶同士の衝突や船内作業中に負傷する等の「業務上過失往来危険」「業務上過失傷害」などでした。

【事例】

令和5年10月、福井県敦賀港で出港中の外国船が風に流されて岸壁に係留していた日本船舶に衝突し、日本船舶の乗組員1名が負傷した事案につき、外国船舶の船長を送致しました。

事故の状況



(4) 環境関係法令違反

- 環境関係法令違反の送致件数は31件（前年比4件増）
- 環境関係法令違反は、
 - ・ 船舶からの油排出等の「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」
 - ・ ゴミの不法投棄等の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」などでした。

【事例】

令和5年1月、島根県江津市で、小型船舶を解体した際に発生した産業廃棄物であるFRP片57.1キログラムを投棄した男性1名を通常逮捕しました。

投棄された廃棄物



※ 海洋環境の保全啓発に努めるとともに、引き続き不法行為者の取締りを実施してまいります。

(5) その他法令違反

- その他法令違反の送致件数は46件（前年比23件増）
 - その他法令違反は、
 - ・ 遊漁船業の無登録営業などの「遊漁船業の適正化に関する法律違反」
 - ・ 正当な理由なく刃物を携帯した「銃砲刀剣類所持等取締法違反」
 - ・ 無許可で船舶に無線局を開設した「電波法違反」
- などでした。

3 今後の取り組み

第八管区海上保安本部では、引き続き関係機関と連携し、指導・啓発に努めるとともに、航空機や巡視船艇による広域監視や立入検査、取締りを実施し、地域の安全、安心に寄与するべく努めてまいります。

4 その他

上記画像を希望される社は、下記アドレス宛をご記載のうえ、ご連絡願います。

【件名】(社名・支局名) 画像提供希望 【本文】 ご担当者様及びご連絡先
(※画像をご使用される際は、「第八管区海上保安本部提供」と記載いただくようお願い致します。)

《アドレス (全て半角英数字)》 jcg8-kouhou1@mlit.go.jp

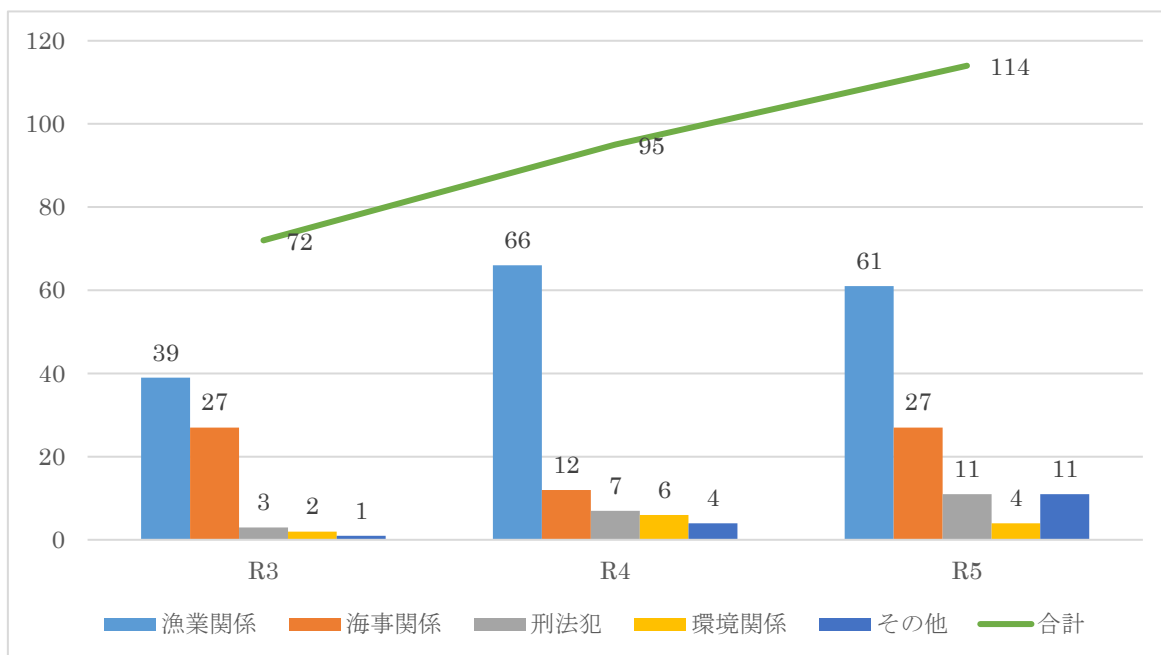
(ジ ェー・シー・ジー・エス・ケイ・オー・ユー・エイチ・オー・ユー・ワン・アットマーク ・エム・エル・アイ・ティー・ドット・ジー・オー・ドット・ジー・エー・ピー)

京都府の送致状況

1 年別 送致状況

京都府の送致件数は114件（八管区全体では497件）で、前年から19件増加しました（R4年95件）。

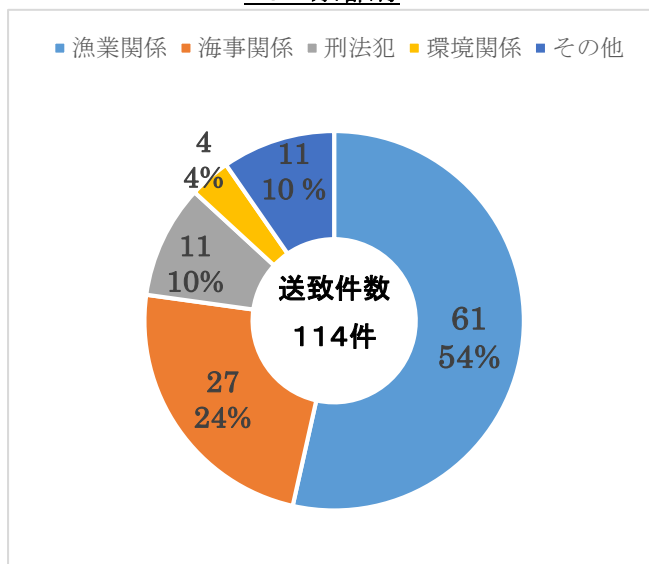
主な犯罪は、八管区全体と同じく密漁事犯（漁業関係法令違反）で、送致件数は61件でした。



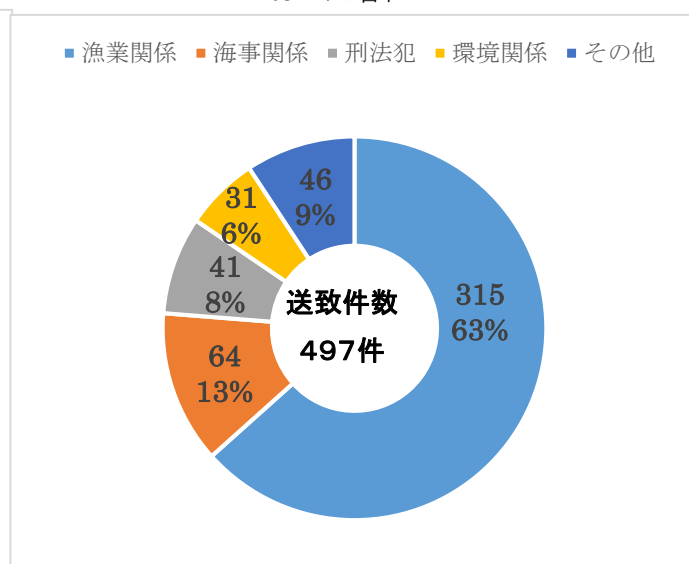
	漁業関係	海事関係	刑法犯	環境関係	その他	合計
R5	61(54%)	27(24%)	11(10%)	4(4%)	11(10%)	114
R4	66(69%)	12(13%)	7(7%)	6(6%)	4(4%)	95
R3	39(54%)	27(38%)	3(4%)	2(3%)	1(1%)	72

2 法令別送致件数

R5 京都府



R5 八管区



3 法令別概要

(1) 漁業関係法令違反

- 密漁等の漁業関係法令違反の送致件数は61件（前年比5件減）
- 密漁事犯の全てが沿岸部での貝類などを採捕する密漁
- 京都府以外の県外者による犯行が、63%（R4年81%）

【事例】

令和5年8月、京丹後市網野の沿岸で、男性2名が、さざえ94個を採捕した密漁事案。

密漁されたさざえ



(2) 海事関係法令違反

- 海事関係法令違反の送致件数は27件（前年比15件増）
- 内訳は、
 - ・ 船舶の検査を受けていない等の「船舶安全法違反」
 - ・ 必要な法定書類を船内に備えていなかった「船舶安全法施行規則違反」などでした

(3) 刑法

- 刑法犯の送致件数は11件（前年比4件増）
- 船舶同士の衝突、定置網への乗揚げなどの業務上過失往来危険（船舶事故）及び業務上過失傷害でした

【事例】

令和5年6月、伊根町沖合の若狭湾で小型船舶同士が衝突した事案。

死傷者なし。

原因：見張り不十分

事故船舶



(4) 環境関係法令違反

- 環境関係法令違反の送致件数は4件（前年比2件減）
 - 内訳は、
 - ・ 船舶内で発生した油等を排出した「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反」
 - ・ 自宅で不要となった廃棄物を海に捨てた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反」
- でした。

(5) その他の法令違反

- その他法令違反の送致件数は11件（前年比7件増）
 - 内訳は、
 - ・ 正当な理由なく刃物を携帯した「銃砲刀剣類所持等取締法違反」
 - ・ 遊漁船業者が、利用客向けの標識を掲示していなかった「遊漁船業の適正化に関する法律違反」
- でした。

海上保安学校連絡事項

海上保安学校卒業式の挙行について

日時 令和6年3月24日（日）

船舶運航システム課程	航海コース第63期	113名（11名）
	機関コース第63期	92名（10名）
	主計コース第63期	41名（15名）
	航空課程第22期	17名（1名）
	情報システム課程第31期	21名（3名）
	管制課程第5期	16名（7名）
	海洋科学課程第32期	12名（3名）

合計 312名（50名）

※（ ）は女子学生を示す内数



卒業式の状況(令和5年3月)



卒業生答辞(令和5年3月)